

鳥取県消費者教育推進計画の改定（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

消費生活センター

鳥取県消費者教育推進計画の改定にあたり実施したパブリックコメントの実施結果について報告する。

1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 募集期間：平成31年2月14日（木）～2月28日（木）
- (2) 募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱
- (3) 募集結果：電子メール4件、ファクシミリ7件、意見箱5件 計16件（5名）

2 計画への反映状況と主な意見の内容

※「対応」の区分は、反映（◎）、盛込済（○）、今後検討（△）、その他（－）

項目	主な意見	対応方針	対応
消費者教育の意義	SDGs（持続可能な開発目標）への理解促進に関する記述を追加すべき。	今後の消費者教育を推進するうえで必要な視点であり、改定案に盛り込む。	◎
[重点項目1] 消費生活センターを中心とした体系的な消費者教育の推進	スマートフォンの普及で被害者となる高校生以下の生徒が増えていくので、通話料金を払っている親がいくら月額料金を払っているのかを把握し、フィルタリングサービスに入会すべき。	教育機関と共有させていただく。	－
	裁判所、警察官、行政職員を装って電話をかけてくる犯人がいることを情報媒体を活用して県民に周知すべき。	改定案に盛り込み済み。	○
[重点項目2] 教育機関における消費者教育の一層の推進	2022年の成年年齢引き下げに対応して是非とも取り組むべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	児童・生徒に指導する教職員の消費者問題の研修を定期的に行うべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	子育てを行う親への情報提供を行うシステムづくりを行うべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	学校での子どもたちの情報をPTAや家庭に迅速に提供する仕組みづくりを行うべき。	教育機関と共有させていただく。	－
[重点項目3] 高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり	消費者安全確保地域協議会の体制を強化し、被害内容の把握、防止策の策定、検討する現場の代表者等の参加連携を図るべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	金融機関、クレジット会社、コンビニ、携帯電話業者、宅配業者など具体的な被害発生現場の声を吸い上げる仕組みづくりを行うべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	警察、司法関係者との情報共有を図る仕組みづくりを構築すべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	銀行やコンビニ従業員に研修を行い、怪しいと思ったら警察に通報する訓練を行うべき。	警察と共有させていただく。	－
	老人ホームに出向いて注意喚起をしていくべき。	福祉関係者と検討を行う。	△
具体的な取組	消費者教育を推進する関係機関・団体との連携に「消費者団体訴訟制度」「適格消費者団体」「特定適格消費者団体」に関する理解や周知がすすむよう、相互の情報共有や連携を図ることを明記すべき。	消費者問題の有効な解決手段として、消費者団体訴訟制度等についての周知を盛り込む。	◎
	職業体験によるお金を稼ぐことの大変さと、節約しながらの消費行動を経験させ、貯蓄と消費の両立の必要性を学ばせるべき。	教育機関と共有させていただく。	－
	地域との連携強化により情報発信、周知及び情報収集を強化すべき。	改定案に盛り込み済み。	○
推進体制等	教育実践と効果、現実との検証による弾力的対応策を構築すべき。	改定案に盛り込み済み。	○

3 今後のスケジュール

平成31年3月下旬 計画改定・県ホームページ（とりネット）で公表予定